

水道課事務所 移転のお知らせ

4月1日から水道課事務所が鬼北町役場本庁舎裏（旧愛媛県農業青年館）に移転します。車でお越しの際は、役場前の駐車場をご利用ください。

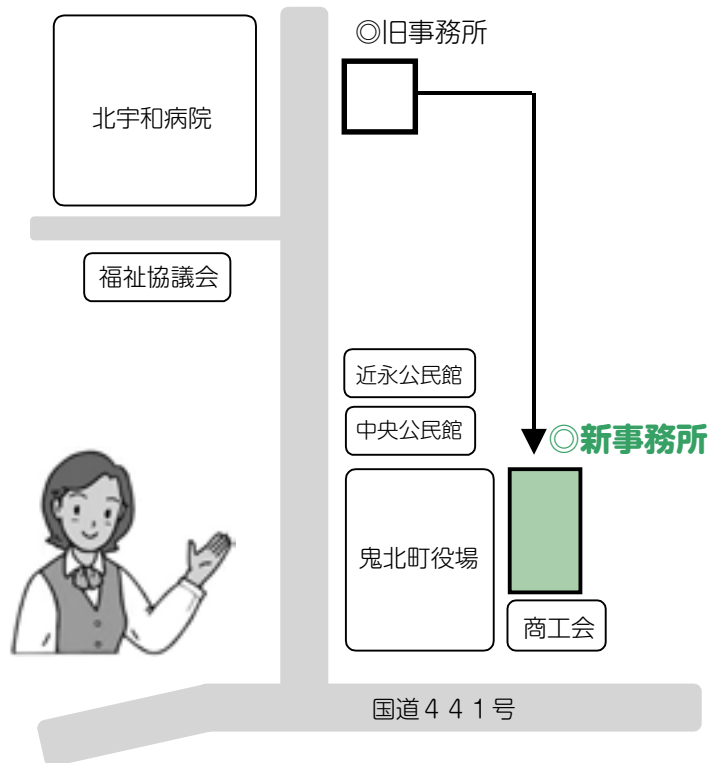
なお、電話番号およびFAX番号の変更はありません。

住 所 鬼北町大字近永800番地1

電話番号 45-1111（代表）

内線550～554

FAX番号 45-1110



愛媛県からの

事務・権限移譲について

環境保全課 内線312
建設課 内線241

愛媛県からの事務・権限移譲により、平成21年4月1日から、これまで県が行っていた次の事務を鬼北町で取り扱うこととなりました。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

移譲事務について

◎環境保全課

① 浄化槽設置等の届出の受理および設置または変更の計画に係る勧告（建築確認に係る事務を除く）

② 必要な期間経過前の工事着手に係る認定および通知（建築確認に係る事務を除く）
③ 浄化槽法（以下法）第7条および第11条に基づく法定検査結果報告の受理

④ 法第7条および第11条検査の受検に係る助言・指導・勧告の命令
⑤ 法第7条および第11条検査の受検に係る勧告に従わない場合の命令

⑥ 浄化槽の使用開始、技術管理者の変更および浄化槽管理者変更の報告の受理

⑦ 浄化槽廃止届出の受理

⑧ 浄化槽管理者または浄化槽清掃業者ならびに保守点検業者等に係る浄化槽の保守点検、清掃または業務に係る報告の徴収・事務所等への立ち入り検査・質問

（浄化槽法第7条要約）
浄化槽設置後、浄化槽管理者は、指定検査機関（愛媛県においては（社）愛媛県浄化槽管理センター）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

（浄化槽法第11条要約）
浄化槽管理者は、環境省令に定めるところにより、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

◎建設課
宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与することの認定関係等に係る事務

県政モニターの募集

総務課 内線235

愛媛県では、県政に関するアンケートへの回答、県政に対するご意見・ご提言、県政の広報活動などを行っていただく県政モニターを募集しています。

募集人数 300人